

## 広川町公告

広川町新庁舎等建設設計・監理業務委託に係る公募型プロポーザルの手続を以下のとおり開始しますので公告します。

平成30年10月15日

広川町長 渡邊 元喜

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 広川町新庁舎等建設設計・監理業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 発注者 広川町
- (3) 業務内容 広川町新庁舎及び防災拠点等施設建設に係る基本設計・実施設計及び監理業務  
なお、詳細については、広川町新庁舎等建設設計・監理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）による。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成33年3月31日まで（予定）  
（基本設計：平成31年4月30日まで）  
（実施設計（積算業務含む）：平成31年10月31日まで）  
（工事監理：平成33年3月31日まで）  
※工事監理の履行期間については、あくまで予定であり、特記仕様書IV1の対象工事終了までとする。
- (5) 予算規模 本業務の予算規模は、124,920,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
- (6) 建築用途 庁舎及び文化・交流・公益施設  
※平成21年国土交通省告示15号別添二第四号第2類、第十二号第1類とする。
- (7) 建物規模 5,700㎡程度（計画面積）
- (8) 建設地 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1外
- (9) 敷地面積 約5,683.89㎡
- (10) 用途地域 都市計画区域、用途指定なし、建ぺい率70%、容積率200%、防火地域の指定なし
- (11) 計画概要 広川町新庁舎建設基本計画（平成30年9月策定）のとおりに
- (12) 担当部署 広川町役場総務課 庁舎建設推進室 庁舎建設推進係  
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1  
TEL：0943-32-1255 内線202 FAX：0943-32-5164

## 2 プロポーザル方式等の種別 公募型

### 3 参加資格

参加者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 福岡県内に本・支店等の事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 2018・2019年度広川町建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事業以外）に登録されていること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (6) 建築士法第10条第1項の規定に該当しないものであること。
- (7) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (9) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に指定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (10) 以下の同種の実績又は類似の実績を有すること

#### 【同種の実績】

平成18年4月1日から平成30年9月30日までに、官公庁発注の延床面積3,000㎡以上の庁舎整備に係る設計業務を元請として業務完了した実績

※庁舎とは、平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類の庁舎、第十二号第2類の警察署又は消防署に分類される建物

#### 【類似の実績】

平成18年4月1日から平成30年9月30日までに、官公庁発注の延床面積3,000㎡以上の平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類（庁舎を除く。）、第十二号第1類に分類される建築物の設計業務を元請として業務完了した実績

※平成21年国土交通省告示第15号別添二第四号第2類（庁舎を除く。）については、官公庁発注に限らず【類似の実績】として取り扱うこと。

※設計業務とは、新築又は新築同等増築に係る基本設計又は実施設計業務とするが、基本設計、実施設計及び監理業務を継続して請け負った場合には、全体を一つの実績として取り扱

うこと。

#### 4 参加の条件

参加者は本要領「3. 参加資格」の要件を満たしていることのほか、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

##### (1) 配置予定技術者の条件

①管理技術者、建築（総合）主任担当技術者、建築（構造）主任担当技術者、建築設備（電気）主任担当技術者及び建築設備（機械）主任担当技術者は、それぞれ1名ずつ配置すること。資格要件、兼任等については特記仕様書による。

②管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者は、参加者の組織に所属していること。

③配置予定技術者は、参加申込書等の受付日以前に参加者の組織もしくは協力事務所と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。

※「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」（平成10年建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものであり、参加申込者の資格要件等で求める実績を有する者をいう。

※監理業務の管理技術者及び各主任担当技術者は、参加表明時点での予定技術者を配置すること。監理業務の各技術者の変更については、保有資格、実績等が同等以上であると発注者の了解を得なければならない。

##### (2) 分担業務分野の再委託

①主たる分担業務分野（建築（総合））を除き、再委託することができる。

②設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

##### (3) 町が別途委託する関連業務の請負業者との連携

「執務環境等構築支援業務（窓口等サイン業務含む）」については、別途委託する予定であり、同請負業者と密に連携し、業務を実施すること。また、建設予定地における地質調査業務を実施する予定であるため、調査完了後、結果については提供するものとする。

#### 5 参加者に対する制限

(1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者もしくはほかの参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。

(2) 参加者が提出できる参加申込書及び技術提案書等は、それぞれ1点のみとする。

(3) 提出された参加申込書及び技術提案書等の差し替え、追記及び削除等は一切認めない。ただし、提出した書類に記載した配置予定の技術者が病休、死亡、退社等のやむを得ない理由により変更する場合は、本町の了解の上、変更が行えるものとする。

## 6 業務の全体スケジュール

項 目	日 程 等
①実施の公表	平成 30 年 10 月 15 日(月)
②質疑の受付期間	平成 30 年 10 月 15 日(月)～平成 30 年 10 月 22 日(月)正午必着
③質疑最終回答期限	平成 30 年 10 月 24 日(水)予定
④参加表明書の提出期間	平成 30 年 10 月 15 日(月)～平成 30 年 10 月 26 日(金)17 時必着
⑤参加資格審査結果通知	平成 30 年 11 月 2 日(金)
⑥技術提案書の提出期間	平成 30 年 11 月 5 日(月)～平成 30 年 11 月 30 日(金)17 時必着
⑦辞退届の提出期限	平成 30 年 12 月 5 日(水)
⑧企画提案ヒアリング	平成 30 年 12 月上旬 (予定)
⑨特定結果の通知・公表	平成 30 年 12 月中旬 (予定)
⑩契約締結日	平成 30 年 12 月下旬 (予定)

## 7 実施概要及び実施要領について

### (1) 実施要領等の配布

実施要領等は、広川町（福岡県）公式ホームページよりダウンロードすること。

### (2) 受託候補者の選定について

技術提案書は、審査委員会により審査し、最優秀提案者及び次点提案者を選定し、最優秀提案者を受託候補者として、随意契約の方法で契約を締結する。受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点提案者と交渉する。

ただし、参加表明書の提出者が 7 社以上ある場合は、契約事務等審査会により提案趣旨書、同種（類似）業務実績調書、配置予定技術者調書の審査により、技術提案書の提出者を選定する場合がある。

### (3) その他

本プロポーザルに関する詳細は、「広川町新庁舎等建設設計・監理業務委託に関するプロポーザル実施要領」による。